

ご寄付のお願い

済生会神奈川県病院は、1913年（大正2年）に、全国済生会の第1号病院として開設され、2013年9月1日に100周年を迎えました。開院以来、「恵まれない人々のために施薬救療し、済生の道を広める」という済生勅語の精神に則り、地域に密着した公的医療機関としての役割を担ってまいりました。今後も地域の高齢者救急や在宅医療及び認知症対策にも一層注力し、地域に根付いた病院として他の医療機関と協力しつつ、職員一丸となって良質な医療を提供し地域の皆様の幸福に貢献したいと考えています。

しかしながら、私たちの目指す良質な医療の実現のために必要な、充実したマンパワー、高度な医療機器・器材、それらを生かす環境を整えるには、高齢化社会を迎える日本の医療財政の中にあっては、診療報酬を財源とした私たちの負担だけでは大変難しい状況にあります。自助努力すべきは勿論ですが、併せて皆様からの温かなご支援を賜りたく、ここに寄付のお願いを申し上げます。

何卒この趣旨にご理解くださいます。ご支援ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

寄付金の使途について

皆様からいただいたご寄付は、下記の目的で使用させていただきます。

- 快適な療養環境の整備
- 最新の医療設備への整備

（なお、現在美術品等の寄贈は原則受け付けておりません。また、医師や職員への贈り物はお断りしております。）

お申込み・ご相談について

病棟師長、西館1階総合受付または総務課にお申し出ください。寄付担当者がお伺いし、寄付に関する諸手続きをご説明いたします。

寄付金控除について

済生会は社会福祉法人ですので、寄付金は所得税法第78条及び法人税法第37条に定める寄付金として、特別の優遇措置が受けられます。

1. 個人の場合は確定申告によって、所得金額から「寄付金額から2,000円を差し引いた金額」について控除が受けられます。（最高限度額は所得金額の40%以内）
2. 法人の場合は、一般寄付の損金算入限度額の倍額まで損金として経理処理ができます。

寄付金の受領後、確定申告時に必要となる「受領書」及び「証明書」を送付します。確定申告に関するお問い合わせは、住所地等の所轄の税務署までお願いします。

済生会神奈川県病院
院長 長島 敦